

## 第 12 号議案

# 令和 2 年度仙台市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度仙台市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量) (△減)	( 計 )
(1) 使用給水栓数	470,000栓	1,000栓	471,000栓
(2) 年間総配水量	118,927,000m <sup>3</sup>	508,000m <sup>3</sup>	119,435,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	325,830m <sup>3</sup>	1,390m <sup>3</sup>	327,220m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
イ 配水管整備事業	8,018,296千円	△ 1,082,000千円	6,936,296千円
ロ 施設整備事業	4,228,247千円	△ 469,000千円	3,759,247千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	( 計 )
収 入			
第 1 款 水道事業収益	30,434,587千円	△ 1,757,000千円	28,677,587千円
第 1 項 営業収益	27,164,908千円	△ 1,500,000千円	25,664,908千円
第 2 項 営業外収益	3,266,967千円	△ 257,000千円	3,009,967千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	27,869,537千円	△ 1,162,607千円	26,706,930千円
第 1 項 営業費用	26,331,463千円	△ 1,176,000千円	25,155,463千円
第 2 項 営業外費用	1,463,074千円	△ 14,000千円	1,449,074千円
第 3 項 特別損失	45,000千円	27,393千円	72,393千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,171,233千

円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額904,383千円及び損益勘定留保資金等11,266,850千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
<b>収 入</b>			
第1款 水道事業資本的収入	5,417,193千円	△ 346,000千円	5,071,193千円
第1項 企 業 債	3,400,000千円	△ 400,000千円	3,000,000千円
第3項 出 資 金	893,384千円	△ 57,000千円	836,384千円
第4項 国 庫 補 助 金	629,851千円	△ 55,000千円	574,851千円
第5項 開 発 負 担 金	273,142千円	100,000千円	373,142千円
第6項 負 担 金	189,931千円	46,000千円	235,931千円
第7項 その他資本的収入	22,854千円	20,000千円	42,854千円
<b>支 出</b>			
第1款 水道事業資本的支出	19,009,426千円	△ 1,767,000千円	17,242,426千円
第1項 建 設 改 良 費	12,710,921千円	△ 1,668,000千円	11,042,921千円
第2項 企 業 債 償 還 金	6,298,505千円	△ 99,000千円	6,199,505千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(1) 配水管整備事業	3,400,000千円	△ 400,000千円	3,000,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	4,277,977千円	△ 300,000千円	3,977,977千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(5) 災害復旧事業に対する補助金	19,865千円	△ 8,000千円	11,865千円